

令和8年度「介護度改善インセンティブ事業」実施の手引き

令和8年5月8日
川西市福祉部介護保険課

1. 事業所向け説明動画配信（5月8日（金））

5月8日（金）より本事業の説明動画を配信します。参加される事業所については、ぜひご視聴ください。

2. 本事業への参加申込み（5月22日（金）～6月30日（火））

- ① 市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」内の「令和8年度介護度改善インセンティブ事業参加申込受付フォーム」から申し込みください。
- ② 申し込みにあたり、フォームの入力に加え、後述します「ADL評価結果集計シート」「令和8年度介護度改善インセンティブ事業に係るADL評価研修動画視聴完了報告書」の添付（アップロード）が必要となります。

3. ADL評価結果集計シートの提出（5月22日（金）～6月30日（火））

- ① 市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」内に掲載している様式をダウンロードし、評価対象利用者の氏名及び介護保険被保険者番号を入力の上、「令和8年度介護度改善インセンティブ事業参加申込受付フォーム」内で添付（アップロード）してください。

4. ADL評価研修動画視聴完了報告書の提出（6月30日（火）まで）

- ① 介護度改善インセンティブ事業が公平・公正に実施されるよう、バーセルインデックスによるADL評価について評価上の留意点等の共有を図ることを目的に動画を配信します。

本事業への参加には研修動画視聴完了報告書の提出が必須ですので、「令和8年度介護度改善インセンティブ事業参加申込受付フォーム」内で添付（アップロード）してください。

- ② 昨年度に優秀な成績をおさめられている事業所様より、本事業に対する取組み事例をご提供いただく予定です。

市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」内に動画のリンクを掲載予定ですので、ぜひご視聴ください。

5. 評価期間における機能訓練等の実施（4月～12月）

- ① 利用者が主体的に介護度の改善に取り組むことができるよう、評価対象利用者が希望する生活の場面をイメージした具体的な目標を設定するなど、居宅サービス計画の内容を踏まえ、目標とする状態像に向けて計画的に機能訓練等を行ってください。
- ② 評価期間中においても定期的にADL評価を行い、当該評価結果を踏まえ、目標や訓練内容を見直すなど、PDCAサイクルに沿った必要な対応を行ってください。（1回目及び2回目以外の時期に実施されたADL評価結果は提出を要しません。）

6. ADL評価（1回目）の実施（4月1日（水）～6月30日（火））

- ① 4月1日（水）から6月30日（火）までの間に、生活機能チェックシート（バーセルインデックス）によるADL評価を実施してください。
- ② 介護度改善インセンティブ事業への参加について、評価対象利用者及び担当介護支援専門員から同意を得てください。
- ③ ADL評価結果集計シート（Excelファイル）の「ADL評価（1回目）」のタブを開き、評価対象利用者ごとに、評価実施日及び項目ごとの評価結果（点数）を入力してください。なお、ADL評価結果集計シートは、本事業への参加申し込み時（5月22日（金）～6月30日（火））に市に提出したファイルと同じファイルを使用してください（2回目の評価を行う際も同じファイルを使用させていただきますので、ファイルは事業所において適切に保存してください）。
- ④ 評価対象利用者は、この時点で確定となり、以後の追加はできません。

7. ADL評価結果（1回目）及び参加同意書の提出（7月31日（金）まで）

- ① 初回分の評価結果を入力したADL評価結果集計シートは、市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」内の「ADL評価結果提出フォーム」（5月22日（金）公開予定）に添付（アップロード）して、介護保険課に提出してください。
 - ② 参加同意書は、評価対象利用者全員及び担当介護支援専門員から取り、まとめて介護保険課に郵送または持参により提出してください。提出に際しては、参加同意書を①のADL評価結果集計シートに入力された評価対象利用者名簿の番号順（名簿左端の通し番号順）に並べ、右上の「No.」欄に、名簿と同じ番号を記入してください。
 - ③ ADL評価結果集計シート及び参加同意書の提出期限は、7月31日（金）です。
- ※ 令和7年度から、ADL評価結果集計シートが部門ごとに分かれておりますので、ご注意ください。

8. ADL評価（2回目）の実施（10月1日（木）～12月31日（木））

- ① 評価対象利用者について、10月1日（木）から12月31日（木）までの間の任意の日（※）に、生活機能チェックシートによるADL評価（バーセルインデックス）を実施してください。

（※）1回目の実施から6か月後に2回目を実施するものとします。

例）ADL評価：4月（1回目）→10月（2回目）

- ② ADL評価結果集計シート（Excelファイル）の「ADL評価（2回目）」のタブを開き、評価対象利用者ごとに、評価実施日及び項目ごとの評価結果（点数）を入力してください。なお、ADL評価結果集計シートは、事業への参加申し込み時及びADL評価（1回目）の提出時に市に提出したファイルと同じファイルを使用してください。
- ③ 実施後、評価対象利用者の担当介護支援専門員へアンケートを市から随時送付しますので、担当介護支援専門員が介護保険課にアンケートを提出するよう伝えてください。

9. 評価結果報告書及びアンケートの提出（令和9年1月15日（金）まで）

- ① 介護度の改善に関する評価結果（1回目及び2回目のADL評価結果が入力され、改善割合が算出されているADL評価結果集計シート）は、市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」内の「ADL評価結果提出フォーム」に添付（アップロード）して、介護保険課に提出してください。
- ② 評価対象利用者の担当介護支援専門員からのアンケートについて、紙ベースで介護保険課へ直接提出をお願いします。

10. 優良事業所及び優秀利用者の決定・通知（令和9年2月下旬（予定））

- ① 市は、提出された評価結果報告書の内容を審査し、川西市介護度改善インセンティブ事業実施要綱第9条第3項に定める基準に合致する事業所を優良事業所として決定します。また、川西市介護度改善インセンティブ事業利用者表彰基準に基づき、優秀利用者を選定します。
- ② 優良事業所及び優秀利用者の選定結果は、2月下旬を目途に通知します。

11. 表彰式の開催及び報奨金の交付（令和8年3月下旬（予定））

優良事業者及び優秀利用者を対象として、3月下旬を目途に表彰式を開催し、表彰状を授与します。

12. 評価対象利用者へのフィードバック及び奨励賞(記念品)の授与(令和9年3月)

- ① 本事業に参加し、ADL評価を2回受けた評価対象利用者全員に対し、奨励賞(記念品)を授与します。市から各参加事業所に対し、評価対象利用者人数分の記念品を送付しますので、評価対象利用者にお渡しください。
なお、アンケートに回答していない評価対象利用者については、記念品を送付しませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 上記の記念品を評価対象利用者に授与する際には、ADLの評価結果を踏まえ、成果や課題等のフィードバックをあわせて行うようにしてください。

13. 優良事業者等の周知(令和9年4月以降)

表彰対象となった事業所の名称や評価結果の概要等については、市ホームページ等に掲載し、介護度の改善に優良な成績を収めた事業所であることを広く周知します。
また、表彰対象とならなかった参加事業所についても、高齢者の自立支援に積極的に取り組んでいることを周知するため、事業所の名称等を公表します。

14. 本事業に関するお問い合わせ

本事業に関する情報は、下記の市ホームページに随時掲載します。また、「よくある質問と回答」も同ページに掲載しますので、適宜ご参照ください。

○情報掲載

川西市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/fukushi_kaigo/kaigohoken/1015206.html

○お問い合わせ

川西市福祉部介護保険課

E-mail : kawa0182@city.kawanishi.lg.jp 電話 : 072-740-1148